

# 有機農業推進総合対策事業（有機農産物等の流通・販売緊急実証事業）実施要領

農林水産省農産局長通知  
制 定 令和 7 年 12 月 16 日 7 農産第 3739 号

## 第 1 通則

有機農業推進総合対策事業（有機農産物等の流通・販売緊急実証事業）の実施に当たっては、有機農業推進総合対策事業（有機農産物等の流通・販売緊急実証事業）補助金交付等要綱（令和 7 年 12 月 16 日付け 7 農産第 3732 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第 2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

### 1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）箇条 5 を満たす生産方法（有機 JAS 規格 3.2 に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

### 2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機 JAS 認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物及び有機 JAS 認証を受けた加工食品とする。

### 3 オーガニックビレッジ

オーガニックビレッジとは、オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和 7 年 10 月 30 日付け農林水産省農産局長通知 7 農産第 3153 号）別紙第 1 を満たす市町村（特別区を含む。）とする。

## 第 3 事業実施主体の要件

- 1 本事業を実施する事業実施主体は、以下の要件を全て満たし、かつ、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとし、事業を実施する協議会や法人等の構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通事業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画しているものとする。
- 2 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）

が定められていること。

- 4 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 第4 補助対象となる経費及び要件

##### 1 補助対象経費

- (1) 補助対象となる経費については以下のとおりとする。

ア 本事業の補助対象経費の範囲及び補助率については、交付等要綱別表のとおりとする。

イ 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、他の事業等と区別し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。

- (2) 次の取組は補助対象とならない。

ア 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施し、又は既に実施を完了した取組

イ 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

ウ 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費

エ 販売促進のための新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアによる宣伝及び広告

- (3) 補助金の返還

農林水産省は、次に抱える事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由もなく、かつ、改善の見込みもないと認めるときには、補助金の一部の減額若しくは交付決定の取消し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

ウ 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農産局長がこれを承認した場合を除く。）

- 2 第5に定める取組項目の実施に当たって、リース契約を行う場合は以下の事項を順守するものとする。

- (1) リースの対象となる設備・機器等の利用者の範囲

リースの対象となる設備・機器等の利用者は、事業実施計画で定める範囲において団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

- (2) 設備・機器等の範囲

設備・機器等の範囲は、有機農産物等の流通の合理化・効率化に必要なものとする。ただし、次に掲げる設備・機器等は対象設備・機器等の範囲から除くものとする。

ア 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて 50 万円未満のもの。

イ 利用者が既に利用している設備・機器等と同程度の能力のもの。

(3) 設備・機器等の利用条件

ア 有機農産物等の流通の合理化・効率化等に応じた適正な処理能力とすること。

イ (1) に定める利用者が共同利用するものであること。

(4) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（設備・機器等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された利用者及び設備・機器等に係るものであること。

イ リース事業者が納入する設備・機器等は原則として一般競争入札で選定すること。

ウ リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

オ リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。

(5) リース料の助成額

リース料助成額は、対象設備・機器等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は設備・機器等利用者が設備・機器等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2 以内

イ リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2 以内

## 第5 事業の内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

なお、1、2 (1) ア及び(2) ア、3 (1) 並びに4の取組は必須の取組とする。

1 事業推進に関する検討

本事業の進め方、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

2 有機農産物等の産地間連携実証

有機農産物等を取り扱う産地と流通事業者等との広域的な連携の下、以下の取組を実施する。

(1) 有機農産物等の産地間連携の体制構築

ア 産地及び一次集荷又は中継拠点（以下、産地と一次集荷又は中継拠点を合わせて「実践拠点」という。）、基幹物流等に関する検討及び調査

有機農産物等の産地間連携実証（以下「実証」という。）の実践拠点等の選定

に係る検討会の開催及び調査。

イ 事業者向けセミナー開催等

実証に関わる農業者や流通事業者等を招集し、有機農産物等の流通体制の効率化や安定供給、販路拡大等に向けた流通モデルを紹介するセミナー等の開催。

なお、セミナー等の開催に当たっては、流通効率化等の提案・助言を行う専門家を派遣できるものとする。

ウ 作付計画の調整等

安定供給に向けた産地との作付計画の調整や栽培指導。規格統一・品質管理のための共通資機材の導入。

(2) 有機農産物等の産地間連携に必要な集荷・配送拠点の整備

ア 集荷・配送拠点等の調査・実証

有機農産物等の物流における各産地の現状把握、ニーズ調査、物流ルートの分析、実践拠点候補地等の評価等を通じた、地域物流や市場等を活用した広域的な物流構築による産地リレーに向けた調査・検証。

なお、調査・検証に当たっては、流通効率化等の提案・助言を行う専門家を派遣できるものとする。

イ 集荷・配送拠点等の整備

青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）において推奨されている標準仕様パレットの導入、フォークリフト、冷凍・冷蔵庫、倉庫等、物流の合理化・効率化に資する設備・機器等の借上げ。受発注管理等のデジタル化・データ連携等に必要なシステムのリース導入。

ウ 有機JAS認証の取得

有機JAS認証（有機農産物の日本農林規格（令和4年財務省・農林水産省告示第31号）、有機加工食品の日本農林規格（令和4年財務省・農林水産省告示第18号））に適合した小分けが行われていることを第三者機関が検査し認証するもの）の取得に当たって必要な取組。

3 生産規模・ニーズに応じた販売戦略の策定

有機農産物等の販路拡大に向けて、以下の取組を実施する。

(1) 有機農産物等の販売に係る調査・実証

有機農産物等の各消費地の現状把握やニーズ調査、販売候補地の評価等を通じた調査・検証。量販店等の有機農産物販売コーナー等における、有機農産物等の利用促進や販路拡大を目的としたプロモーション、テストマーケティング。

なお、調査・検証に当たっては、流通効率化等の提案・助言を行う専門家を派遣できるものとする。

(2) 商談会の開催

有機農産物等の取引を希望・検討する販売事業者と有機農産物等を生産する農業者とのマッチングを促進する商談会の開催。

(3) 販売戦略の策定に向けた検討会の開催

産地や消費地の特性に応じた、有機農産物等の年間出荷販売計画の策定に向けた検討会の開催。

4 成果の普及

2及び3の成果を普及するための報告書の取りまとめ、有機農産物等のロット拡大

や産地リレーの取組拡大に向けた実証結果の横展開を図るセミナー開催等の情報発信。

なお、セミナー等の開催に当たっては、流通効率化等の提案・助言を行う専門家を派遣できるものとする。

## 第6 事業の成果目標

本事業の成果目標は以下の1又は2のいずれか1つとし、目標年度は事業実施年度の翌年度とする。

- 1 第5を実施した結果、共同出荷体制が構築できた実践拠点数 5実践拠点以上  
ただし、実践拠点を複数の都道府県で構築すること。
- 2 第5を実施した結果、産地リレーを通じて安定供給できた品目数 3品目以上

## 第7 事業の実施手続

### 1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4第2項の規定に基づき別添様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。

なお、事業実施計画に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの（内容の変更がないものに限る。）は、その添付を省略できるものとする。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業実施主体の変更
- イ 事業の新設又は廃止
- ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増
- エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減
- オ 成果目標の変更

### 2 事業の交付決定及び事業着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により農産局長に提出するものとし、かつ、交付等要綱第6第1項の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

- (3) 農産局長は、事業実施主体が(1)のただし書の規定に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手す

る範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

## 第8 収益納付

事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得た場合には、交付等要綱第24第1項の規定に基づき、別記様式第2号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。

なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業の結果、成果等の事業実施状況に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までに別記様式第3号により農産局長に提出するものとする。

なお、当該報告書の提出をもって第10第1項の報告の提出に代えることができるものとする。

2 農産局長は、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

## 第10 事業の評価

1 事業実施主体は、自ら事業実施結果の評価を行い、その報告（以下「評価報告」という。）を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに別記様式第4号により農産局長に提出するものとする。

2 農産局長は、前項の規定により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて、遅滞なく点検・評価を行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 農産局長は、第1項の規定により提出を受けた評価報告の内容について、外部有識者及び関係部局で構成する検討会（以下「評価検討委員会」という。）を開催し、その評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たっては、評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ、事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

4 農産局長は、評価結果について、別記様式第5号に取りまとめ、速やかに公表するものとする。

5 成果目標が達成されていないと判断される場合、農産局長は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式第6号により提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了できることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手續に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

6 農産局長は、前項に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体に対し、再度評価報告を提出させるものとする。

## 第 11 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

### 1 事業実施主体の体制

- (1) 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通事業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。
- (2) 有機 JAS 検査員の資格を有する者又は有機農産物や有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。
- (3) 全国的に組織展開する農業者団体等と連携・調整を円滑に実施できる体制を備えているか。

### 2 取組の高度化

- (1) 第5の2の(1)ア及び(2)アの取組は、5実践拠点以上の構築を目指す計画となっているか。
- (2) 第5の2(1)ア及び(2)アの取組は、オーガニックビレッジ内に設ける実践拠点がある計画となっているか。
- (3) 第5の3(1)の取組は、3品目以上の供給を目指す計画となっているか。
- (4) 第5の4の取組は、有機農業関係者に広く周知する計画となっているか。
- (5) 第5の取組は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（令和7年法律第69号）に基づく計画認定制度の認定を受けているか又は申請予定であるか。

## 第 12 推進指導

国は、本事業の効果的かつ効率的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第 13 その他不正行為に対する措置

農産局長は、事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

## 附 則

この通知は、令和7年12月16日から施行する。